

令和 7 年度第 1 回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和 8 年 2 月 6 日 (金)
15 時 30 分

於：女性第一・第二研修室

議事日程 令和8年2月6日（金）15時30分
女性第一・第二研修室

- 1 開会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順

公開予定（案）

定第81号議案 代決処分の承認を求める件

[美術品購入に係る議案についての意見申出について]

定第82号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市美術品等取得基金条例一部改正に係る議案についての意見申出について]

定第83号議案 代決処分の承認を求める件

[令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（第9号）（教育委員会関係分）に係る議案についての意見申出について]

定第84号議案 鹿児島市指定文化財の現状変更についての許可の件

請願令和7年度第1号 小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願【継続審議】

非公開予定（案）

定第85号議案 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定に係る議案についての意見に関する件

定第86号議案 鹿児島市学校給食費に関する条例制定に係る議案についての意見に関する件

定第87号議案 鹿児島市報酬及び費用弁償条例一部改正に係る議案についての意見に関する件

定第88号議案 鹿児島市職員定数条例一部改正（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件

定第89号議案 令和8年度鹿児島市一般会計予算（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件

報告事項(1) 鹿児島市文化財保存活用地域計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

報告事項(2) 第五次鹿児島市子ども読書活動推進計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果及び第五次鹿児島市子ども読書活動推進計画案について

6 その他

7 閉会

定第81号議案

代決処分の承認を求める件

美術品購入に係る議案についての意見申出について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年2月6日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

美術品購入に係る議案については、同意する。

(参考照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

美 第 125号

令和8年1月21日

鹿児島市教育委員会
教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央
(管理部美術館扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、下記の議案を作成する
について、貴委員会の意見を求める。

記

- ・ 美術品購入の件

美 第125-2号

令和8年1月21日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和8年1月21日付け美第125号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- ・ 美術品購入の件



美術品購入の件

次のとおり美術品を購入する。

令和8年2月9日

提出

鹿児島市長 下鶴 隆央

記

- | | |
|-------|-------------------------|
| 1 種 別 | アクリル画 |
| 2 作品名 | R E D D O T S (1985年制作) |
| 3 作者名 | 草間彌生 |
| 4 寸 法 | 縦73.0cm 横61.0cm |
| 5 数 量 | 1点 |

(提案理由)

美術館に収蔵する絵画1点を購入するについて、議会の議決を求めるものである。

(参考照)

- 1 鹿児島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は予定価格30,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

2 購入金額 90,000,000円

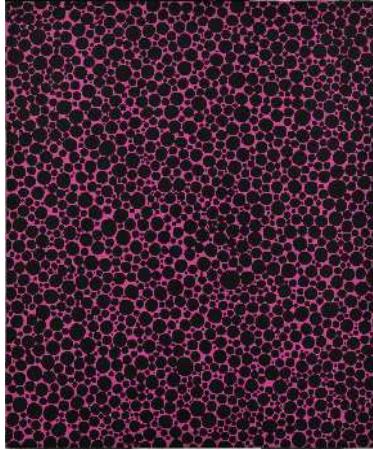
3 購入先 東京都港区六本木六丁目6番9号
株式会社 オオタファインアーツ

4 契約の方法 隨意契約

第133号議案 美術品購入の件

R8-1定

(美術館)

1	議案の件名	美術品購入の件
2	提案理由	美術館に収藏する絵画1点を購入するについて、議会の議決を求めようとするものである。
3	議案の概要	<p>1 購入する美術品 (1) 種別 アクリル画 (2) 作品名 RED DOTS (1985年制作) (3) 作者名 草間彌生 (4) 尺法 縦73.0cm 横61.0cm (5) 数量 1点</p> <p>2 購入金額 90,000,000円(税込)</p> <p>3 購入先 東京都港区六本木六丁目6番9号 株式会社 オオタファインアーツ</p> 
4	経緯等	<p>1 経緯 令和6年 開館70周年を記念した美術品収集に着手 令和6年7月～7年9月 美術品の情報を収集 7年10月 館内での収集候補作品の検討 8年 1月 美術品選定委員会(芸術的価値や収集方針との整合性等について適正との評価) 美術品価格評価(価格評価等について、美術品価格評価員に諮問し適正との評価)</p> <p>2 購入理由 70周年を契機とし、当館の美術品収集方針に基づき、既に所蔵しているアンディ・ウォーホルやフランク・ステラ等に、同時代にニューヨークで活躍した草間彌生の作品を加えることで、およそ70年前のアメリカ美術の動向を示すことができ、コレクションの充実と学術的価値の向上が図れるため。 草間彌生は1958～73年のニューヨーク時代にポップアートやミニマルアートと関わり、前衛的な作家として評価された。「ドット(水玉)」は、内面世界や宇宙を象徴するモチーフとされており、本作は帰国後の80年代に制作された希少な一点である。 本館では過去2回、草間作品の展覧会を開催しており、令和6年には約2万人が来館するなど、高い支持を得ている。</p>

定第82号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市美術品等取得基金条例一部改正に係る議案についての意見申出について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年2月6日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

鹿児島市美術品等取得基金条例一部改正に係る議案については、同意する。

(参考照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

美 第 126号

令和8年1月21日

鹿児島市教育委員会
教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央
(管理部美術館扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、下記の議案を作成する
について、貴委員会の意見を求める。

記

- ・ 鹿児島市美術品等取得基金条例一部改正の件

美 第126-2号

令和8年1月21日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和8年1月21日付け美第126号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- 鹿児島市美術品等取得基金条例一部改正の件



定第134号議案

鹿児島市美術品等取得基金条例一部改正の件

鹿児島市美術品等取得基金条例（平成21年条例第19号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月9日

提出

鹿児島市長 下鶴隆央

鹿児島市美術品等取得基金条例の一部を改正する条例

第1条中「資料」の次に「（以下「美術品等」という。）」を加える。

第2条第1項中「3億円」を「2億円」に改め、同条第2項中「必要があるとき」を「市長は、必要があるとき」に改め、同条第4項中「前2項」を「前3項」に、「積立て」を「積立て又は処分」に、「額は積立額相当額増加する」を「額は、積立額相当額増加し、又は処分額相当額減少する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、美術品等の取得費の財源に充てるため必要があると認めるときに限り、基金を処分することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

基金の額を改めるとともに、美術品等の取得に伴う基金の処分規定等を設けるものである。

(参考照)

鹿児島市美術品等取得基金条例（抜粋）

(設置)

第1条 美術品その他美術に関する資料の取得を円滑に行うため、鹿児島市美術品等取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、3億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てることができる。

3 略す

4 前2項の規定による積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

鹿児島市美術品等取得基金条例新旧対照表

は改正部分

現 行	改 正 後	備 考
<p>(設置)</p> <p>第1条 美術品その他美術に関する資料の取得を円滑に行うため、鹿児島市美術品等取得基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>3億円</u>とする。</p> <p>2 <u>必要があるときは</u>、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てができる。</p> <p>3 略す</p> <p>4 <u>前2項の規定による積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 美術品その他美術に関する資料（以下「美術品等」という。）の取得を円滑に行うため、鹿児島市美術品等取得基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>2億円</u>とする。</p> <p>2 <u>市長は、必要があるときは</u>、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てができる。</p> <p>3 略す</p> <p>4 <u>市長は、美術品等の取得費の財源に充てるため必要があると認めるときに限り、基金を処分することができる。</u></p> <p>5 <u>前3項の規定による積立て又は処分が行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加し、又は処分額相当額減少するものとする。</u></p>	<p>基金の額を減額し、処分規定と減額規定を追加する</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案説明資料

1	議案の件名	鹿児島市美術品等取得基金条例一部改正の件																										
2	提案理由	基金の額を改めるとともに、美術品等の取得に伴う基金の処分規定等を設けるものである。																										
3	議案の概要	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 基金の額の変更（第2条第1項関係） (現 行) 3億円 (改正後) 2億円</p> <p>(2) 基金を処分する規定の追加（第2条第4項関係） 美術品等の取得費の財源に充てるため必要があると認めるときに限り、基金を処分することができる。</p> <p>(3) 処分時の基金の額の増減規定を追加（第2条第5項関係） (現 行) 積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加する。 (改正後) 積立て又は処分が行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加し、又は処分額相当額減少する。</p> <p>2 施行日 公布の日</p>																										
4	経緯等	<p>鹿児島市美術品等取得基金（平成21年4月1日設置）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成23～30年度 油彩画等</td> <td>1,169点</td> <td>約9,860万円</td> <td>(一般会計から基金現金に繰入済)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 彫刻等</td> <td>2点</td> <td>396万円</td> <td>(うち385万円は保有動産として管理)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 日本画等</td> <td>7点</td> <td>317万円</td> <td>(保有動産として管理)</td> </tr> <tr> <td>令和7年度 油彩画等</td> <td>3点</td> <td>9,405万円</td> <td>(購入予定。うち9千万円は今議会の購入議案)</td> </tr> </table>	平成23～30年度 油彩画等	1,169点	約9,860万円	(一般会計から基金現金に繰入済)	令和元年度 彫刻等	2点	396万円	(うち385万円は保有動産として管理)	令和3年度 日本画等	7点	317万円	(保有動産として管理)	令和7年度 油彩画等	3点	9,405万円	(購入予定。うち9千万円は今議会の購入議案)										
平成23～30年度 油彩画等	1,169点	約9,860万円	(一般会計から基金現金に繰入済)																									
令和元年度 彫刻等	2点	396万円	(うち385万円は保有動産として管理)																									
令和3年度 日本画等	7点	317万円	(保有動産として管理)																									
令和7年度 油彩画等	3点	9,405万円	(購入予定。うち9千万円は今議会の購入議案)																									
5	その他	<p>改正前後の基金の比較</p> <p>【現状】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 60%;">現金（利子等を含む）：約3億円</td> <td style="padding: 5px; width: 40%;">保有動産① 約700万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">購入：約9,400万円</p> <p>【改正前】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 33%;">現金（利子等を含む）：約2.1億円</td> <td style="padding: 5px; width: 33%;">保有動産② 約9,400万円</td> <td style="padding: 5px; width: 34%;">保有動産① 約700万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;"> <div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 保有動産①②は、備品登録を行うとともに、相当額を一般財源から繰入れ、3億円を維持する。 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;"> <div style="background-color: #f0e68c; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 繰入 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;"> <div style="background-color: #f0e68c; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 一般財源 約1億円 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;"> <div style="background-color: #f0e68c; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 現金（利子等を含む）：約3.1億円 </div> </td> </tr> </table> <p>【改正後】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 60%;">現金（利子等を含む）：約2.1億円</td> <td style="padding: 5px; width: 40%;">保有動産② 約9,400万円</td> <td style="padding: 5px; width: 40%;">保有動産① 約700万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;"> <div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 保有動産①②は、備品登録を行い、基金から除かれ、残金が基金の額となる。 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 10px;"> <div style="background-color: #f0e68c; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 現金（利子等を含む）：約2.1億円 </div> </td> </tr> </table>	現金（利子等を含む）：約3億円	保有動産① 約700万円	現金（利子等を含む）：約2.1億円	保有動産② 約9,400万円	保有動産① 約700万円	<div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 保有動産①②は、備品登録を行うとともに、相当額を一般財源から繰入れ、3億円を維持する。 </div>			<div style="background-color: #f0e68c; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 繰入 </div>			<div style="background-color: #f0e68c; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 一般財源 約1億円 </div>			<div style="background-color: #f0e68c; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 現金（利子等を含む）：約3.1億円 </div>			現金（利子等を含む）：約2.1億円	保有動産② 約9,400万円	保有動産① 約700万円	<div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 保有動産①②は、備品登録を行い、基金から除かれ、残金が基金の額となる。 </div>			<div style="background-color: #f0e68c; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 現金（利子等を含む）：約2.1億円 </div>		
現金（利子等を含む）：約3億円	保有動産① 約700万円																											
現金（利子等を含む）：約2.1億円	保有動産② 約9,400万円	保有動産① 約700万円																										
<div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 保有動産①②は、備品登録を行うとともに、相当額を一般財源から繰入れ、3億円を維持する。 </div>																												
<div style="background-color: #f0e68c; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 繰入 </div>																												
<div style="background-color: #f0e68c; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 一般財源 約1億円 </div>																												
<div style="background-color: #f0e68c; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 現金（利子等を含む）：約3.1億円 </div>																												
現金（利子等を含む）：約2.1億円	保有動産② 約9,400万円	保有動産① 約700万円																										
<div style="background-color: yellow; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 保有動産①②は、備品登録を行い、基金から除かれ、残金が基金の額となる。 </div>																												
<div style="background-color: #f0e68c; padding: 5px; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: auto;"> 現金（利子等を含む）：約2.1億円 </div>																												

定第83号議案

代決処分の承認を求める件

令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（第9号）中、教育委員会関係分の意見申出について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年2月6日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（第9号）中、教育委員会関係分に係る議案については、同意する。

(参考照)

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

教総第 483号

令和8年1月27日

鹿児島市教育委員会
教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央
(管理部総務課扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、下記の議案を作成する
について、貴委員会の意見を求める。

記

- 令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）

教総 第483-2号

令和8年1月27日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和8年1月27日付け教総第483号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- 令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）

定第83号議案 令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（第9号）〔教育委員会関係分〕

1 歳入・歳出予算 補正

【歳出予算】

(単位：千円)

款項目事業	補正前 の予算額	補正予 算額	計	補正予算額の財源内訳			説明	
				特定財源		一般財源		
				国（県）支出金	地方債			
教育費	19,661,440	5,493,036	25,154,476	1,449,494	3,645,600	45,131	352,811	
教育総務費	4,426,543	177,456	4,603,999	3,061	0	54,542	119,853	
教育委員会費	8,194	157	8,351	0	0	1	156	
教育委員会費	8,194	157	8,351	0	0	1	156 人件費	
事務局費	850,776	119,427	970,203	0	0	51,173	68,254	
職員費	671,514	66,484	737,998	0	0	0	66,484 人件費	
一般事務費（総務課）	18,636	501	19,137	0	0	3	498 人件費	
一般事務費（学務課）	4,244	152	4,396	0	0	0	152 人件費	
就学事務経費	3,802	172	3,974	0	0	0	172 人件費	
教職員住宅等管理事業（拡充分）	12,109	△ 1,471	10,638	0	0	0	△ 1,471 事業費の決定見込みによる	
学校運営協議会設置事業	11,056	△ 1,400	9,656	0	0	0	△ 1,400 事業費の決定見込みによる	
母校応援ふるさと寄付金事業	2,701	51,170	53,871	0	0	51,170	0 事業費の決定見込みによる	
学校給食費等管理システム整備事業	26,868	3,819	30,687	0	0	0	3,819 事業費の決定見込みによる	

款項目事業	補正予算額	補正前予算額	計	補正予算額の財源内訳				説明	
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他			
教育指導費	3,080,188	57,872	3,138,060	3,061	0	3,368	51,443		
	教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)配置事業	22,882	1,470	24,352	0	0	0	1,470 人件費	
	事務管理(学校教育課)	92,466	633	93,099	0	0	4	629 人件費	
	学校教育指導事業	3,709	21	3,730	0	0	0	21 人件費	
	学校図書館運営事業	470,035	21,715	491,750	0	0	122	21,593 人件費 事業費の決定見込みによる 22,667 △952	
	学校校務支援事業	248,062	14,029	262,091	0	0	81	13,948 人件費 事業費の決定見込みによる 14,699 △670	
	国際理解教育の推進事業	197,625	70	197,695	0	0	1	69 人件費	
	市立高等学校就職サポート事業	3,110	7	3,117	0	0	0	7 人件費	
	特別支援教育体制推進事業	373,657	12,537	386,194	0	0	69	12,468 人件費 事業費の決定見込みによる 16,987 △4,450	
	特別支援教育体制推進事業(拡充分)	40,361	1,636	41,997	0	0	9	1,627 人件費	
	部活動地域移行検討事業	3,812	130	3,942	0	0	1	129 人件費	
	学校ICT推進センター管理運営・機材整備事業	8,985	333	9,318	0	0	0	333 人件費	
	教育の情報化推進事業(報酬分)	16,225	780	17,005	0	0	0	780 人件費	
	教育相談の充実	85,873	1,790	87,663	1,878	0	11	△ 99 人件費 財源組替	
	スクールソーシャルワーカー活用事業	25,622	779	26,401	△ 184	0	5	958 人件費 事業費の決定見込みによる 798 △19	
	フレンドシップ(教育支援センター)支援事業	66,094	1,942	68,036	1,367	0	11	564 人件費 財源組替	
	ICT環境整備事業	1,068,347	0	1,068,347	0	0	3,054	△ 3,054 財源組替	

款項目事業	補正予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				説明	
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他			
小学校費	4,459,377	2,160,639	6,620,016	708,386	1,299,100	142	153,011		
	2,250,341	123,233	2,373,574	0	0	138	123,095		
	職員費	702,475	18,844	721,319	0	0	18,844	人件費	
	嘱託員費	551,649	23,142	574,791	0	0	23,004	人件費	
	学校運営費	717,262	81,247	798,509	0	0	81,247	事業費の決定見込みによる	
	教育振興費	747,762	154	747,916	0	0	153		
	就学援助事業	503,737	154	503,891	0	0	153	人件費	
	学校建設費	1,461,274	2,037,252	3,498,526	708,386	1,299,100	3	29,763	
	校舎・屋体等整備事業	826,540	1,163,125	1,989,665	354,347	799,000	3	9,775 人件費 補助内示見込みによる 568 1,162,557	
	空調設備整備事業	29,028	69,708	98,736	14,903	54,600	0	205 補助内示見込みによる	
プール施設整備事業	171,824	△ 29,551	142,273	0	0	0	△ 29,551	事業費の決定見込みによる	
	屋内運動場空調設備整備事業	33,228	833,970	867,198	339,136	445,500	0	49,334 事業費の決定見込みによる 補助内示見込みによる 46,154 787,816	

款項目事業	補正予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				説明	
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他			
中学校費	中学校費	2,461,847	3,121,813	5,583,660	739,028	2,316,600	23	66,162	
	学校管理費	854,123	39,422	893,545	0	0	23	39,399	
	職員費	237,017	6,596	243,613	0	0	0	6,596	
	嘱託員費	132,578	3,859	136,437	0	0	23	3,836	
	学校運営費	353,451	28,967	382,418	0	0	0	28,967	
	学校建設費	1,029,228	3,082,391	4,111,619	739,028	2,316,600	0	26,763	
	施設整備単独事業	190,819	10,732	201,551	0	0	0	10,732	
	校舎・屋体等整備事業	329,433	1,278,414	1,607,847	371,254	904,200	0	2,960	
	空調設備整備事業	33,578	239,732	273,310	49,525	189,900	0	307	
	校舎建替事業	361,005	1,448,790	1,809,795	268,867	1,179,700	0	223	
柔剣道場整備事業	柔剣道場整備事業	17,352	△ 6,726	10,626	△ 6,100	0	△ 626	事業費の決定見込みによる	
	屋内運動場空調設備整備事業	4,316	111,449	115,765	49,382	48,900	0	13,167	
事業費の決定見込みによる 補助内示見込みによる								12,728 98,721	

款項目事業	補正予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			説明	
				特定財源		一般財源		
				国(県)支出金	地方債			
高等学校費	2,946,889	62,233	3,009,122	0	△ 22,700	6	84,927	
	2,687,388	84,933	2,772,321	0	0	6	84,927	
	2,455,839	77,492	2,533,331	0	0	0	77,492	
	20,959	950	21,909	0	0	6	944	
	79,984	69	80,053	0	0	0	69	
	81,710	6,422	88,132	0	0	0	6,422	
	243,157	△ 22,700	220,457	0	△ 22,700	0	0	
	132,170	△ 22,700	109,470	0	△ 22,700	0	0	
	3,116,772	△ 28,200	3,088,572	△ 981	55,200	△ 9,584	△ 72,835	
	873,411	10,905	884,316	△ 981	△ 5,100	35	16,951	
社会教育費	488,898	13,095	501,993	0	0	0	13,095	
	20,035	92	20,127	0	0	0	92	
	21,405	167	21,572	0	0	1	166	
	182,186	5,466	187,652	0	0	31	5,435	
	10,693	334	11,027	0	0	2	332	
	61,313	△ 5,473	55,840	0	△ 5,100	0	△ 373	
	45,025	△ 2,776	42,249	△ 981	0	1	△ 1,796	
							167 △2,943	
							人件費 事業費の決定見込みによる	

款項目事業	補正予算額	補正前予算額	計	補正予算額の財源内訳				説明	
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他			
公民館費	361,905	△ 12,667	349,238	0	△ 18,400	16	5,717		
	206,241	2,976	209,217	0	0	1	2,975	人件費 事業費の決定見込みによる 259 2,717	
	82,142	3,317	85,459	0	0	15	3,302	人件費	
	51,745	△ 18,960	32,785		△ 18,400	0	△ 560	事業費の決定見込みによる	
	78,499	△ 1,156	77,343	0	0	3	△ 1,159		
	15,023	663	15,686	0	0	3	660	人件費	
	1,220	81	1,301	0	0	0	81	人件費	
	7,668	△ 1,900	5,768	0	0	0	△ 1,900	事業費の決定見込みによる	
	56,639	△ 3,000	53,639	0	△ 2,700	0	△ 300		
	20,710	△ 3,000	17,710	0	△ 2,700	0	△ 300	事業費の決定見込みによる	
	114,234	540	114,774	0	0	1,100	△ 560		
	17,360	540	17,900	0	0	0	540	人件費	
	2,807	0	2,807	0	0	1,100	△ 1,100	財源組替	
	439,263	△ 1,381	437,882	0	△ 1,800	△ 10,739	11,158		
	13,725	330	14,055	0	0	0	330	人件費	
	101,222	303	101,525	0	0	△ 1,758	2,061	人件費	
	48,195	0	48,195	0	0	△ 8,981	8,981	財源組替	
	271,514	△ 2,014	269,500	0	△ 1,800	0	△ 214	事業費の決定見込みによる	

款項目事業	補正の予算額	補正前予算額	計	補正予算額の財源内訳			説明	
				特定財源		一般財源		
				国(県)支出金	地方債			
図書館費	640,668	△ 21,610	619,058	0	83,200	0	△ 104,810	
	図書館・科学館省エネルギー推進LED照明化事業	40,018	△ 11,418	28,600	0	△ 10,300	0	
	図書館・科学館ストックマネジメント等事業	119,976	△ 13,416	106,560	0	93,500	0	
	鹿児島市立図書館・科学館施設管理事業	109,789	3,224	113,013	0	0	△ 106,916	
	生涯学習プラザ費	264,297	169	264,466	0	0	1	
	生涯学習プラザ一般事務費	3,492	169	3,661	0	0	168	
保健体育費	2,250,012	△ 905	2,249,107	0	△ 2,600	2	1,693	
	保健体育総務費	370,353	5,111	375,464	0	0	2	
	職員費	183,832	4,645	188,477	0	0	4,645	
	一般事務費	9,866	466	10,332	0	0	464	
	学校給食センター費	869,662	△ 6,016	863,646	0	△ 2,600	0	
	学校給食センター事務管理費	18,010	703	18,713	0	0	703	
災害復旧費	93,314	△ 6,719	86,595	0	△ 2,600	0	△ 4,119	
	桜島連続降灰除去事業費	65,000	△ 54,294	10,706	△ 27,147	△ 27,100	0	
	降灰除去事業費	65,000	△ 54,294	10,706	△ 27,147	△ 27,100	0	
	学校校庭降灰除去事業	65,000	△ 54,294	10,706	△ 27,147	△ 27,100	0	

【歳入予算】

(単位：千円)

款 項 目	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
使用料及び手数料	360,631	△ 1,758	358,873			
使用料	360,631	△ 1,758	358,873			
教育使用料	360,631	△ 1,758	358,873	美術館使用料	△ 1,758	展示室等
国庫支出金	691,653	1,420,469	2,112,122			
国庫補助金	691,653	1,420,469	2,112,122			
教育費国庫補助金	659,153	1,447,616	2,106,769	スクールソーシャルワーカー活用事業費	△ 184	補助率 1／3 事業費の決定見込みによる
				教育指導費	1,367	補助率 1／3 フレンドシップ支援事業 補助決定見込みによる
				学校支援ボランティア事業費	△ 981	補助率 1／3 事業費の決定見込みによる
				桜島降灰防除施設整備費	452,946	補助率 1／2 学校施設環境改善交付金 小学校 大明丘小ほか 8 校 中学校 緑丘中 事業費の決定見込みによる 学校施設環境改善交付金 小学校 大明丘小ほか 8 校 中学校 緑丘中 補助内示見込みによる 補助率 1／3 学校施設環境改善交付金 小学校 花尾小、春山小 中学校 吉田北中ほか 3 校 補助内示見込みによる
						△1,176 △224
						340,312 49,606
						14,903 49,525

(単位：千円)

款項目	補正前の予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
災害復旧費国庫補助金	32,500	△ 27,147	5,353	大規模改造事業費	725,601	補助率 1／2 学校施設環境改善交付金（バリアフリー整備） 小学校 星峯西小 28,277 中学校 坂元中、谷山中 49,234 補助率 1／3 学校施設環境改善交付金（長寿命化改良） 小学校 吉野小、星峯西小 223,893 中学校 坂元中、谷山中 241,757 学校施設環境改善交付金（外壁改修等） 小学校 坂元小ほか10校 102,177 中学校 河頭中ほか8校 80,263 補助内示見込みによる
				危険建物改築費	268,867	補助率 1／3 学校施設環境改善交付金 中学校 城西中、紫原中 補助内示見込みによる
				学校校庭降灰除去事業費	△ 27,147	補助率 1／2 事業費の決定見込みによる
県支出金	36,883	1,878	38,761			
委託金	36,883	1,878	38,761			
教育費委託金	36,883	1,878	38,761	スクールカウンセラー配置事業 委託金	1,878	スクールカウンセラー配置事業 交付決定による
寄附金	1,440	2,660	4,100			
寄附金	1,440	2,660	4,100			
教育費寄附金	1,440	2,660	4,100	教育総務費寄附金	1,560	地方創生応援税制寄附金 母校応援ふるさと寄附金事業
				社会教育費寄附金	1,100	地方創生応援税制寄附金 次世代を切り拓く青少年育成事業

(単位：千円)

款 項 目	補 正 前 の 予 算 額	補 正 額 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
諸収入	2,996,829	△ 5,381	2,991,448			
雑入	2,996,829	△ 5,381	2,991,448			
雑入	2,996,829	△ 5,381	2,991,448	労働保険料	546	
				諸雑入	△ 5,927	リーディングDXスクール事業受託費 生成AIパイロット校事業受託費 美術館特別企画展観覧料等収入 899 2,155 △8,981
市債	1,117,000	3,618,500	4,735,500			
市債	1,117,000	3,618,500	4,735,500			
教育債	1,084,500	3,645,600	4,730,100	義務教育施設等整備事業債	3,593,000	校舎等施設整備事業費 学校施設整備単独事業費 3,599,100 △6,100
				校区公民館整備事業債	△ 5,100	校区公民館整備事業
				地域公民館整備事業債	△ 18,400	地域公民館整備事業
				勤労青少年ホーム施設整備事業債	△ 2,700	勤労青少年ホーム施設整備事業
				美術館整備事業債	△ 1,800	美術館省エネルギー推進LED照明化事業費
				図書館整備事業債	83,200	図書館・科学館ストックマネジメント等事業費 図書館・科学館省エネルギー推進LED照明化事業費 93,500 △10,300
				学校給食センター整備事業債	△ 2,600	学校給食センター施設設備機器整備事業
災害復旧債	32,500	△ 27,100	5,400	桜島連続降灰除去事業債	△ 27,100	学校校庭降灰除去事業

2 繰越明許費 補正

(単位：千円)

款	項	目	事 業 名	金 額	説 明
教育費	小学校費	学校建設費	屋内運動場空調設備整備事業	836,312	国の補助内示見込み等による
			校舎・屋体等整備事業	1,162,557	国の補助内示見込みによる
			空調設備整備事業	69,708	国の補助内示見込みによる
	中学校費	学校建設費	施設整備単独事業	10,732	35人学級に伴う教室改修設計（谷山北中、玉龍中）
			屋内運動場空調設備整備事業	111,896	国の補助内示見込み等による
			校舎建替事業	1,448,790	国の補助内示見込みによる
			校舎・屋体等整備事業	1,278,414	国の補助内示見込みによる
			空調設備整備事業	239,732	国の補助内示見込みによる
	社会教育費	文化財保護費	世界遺産保全・活用事業	3,750	補助対象事業の工期延長による
		生涯学習プラザ費	生涯学習プラザ整備事業	95,582	発電機オーバーホールその他修繕に期間を要することによる

3 債務負担行為

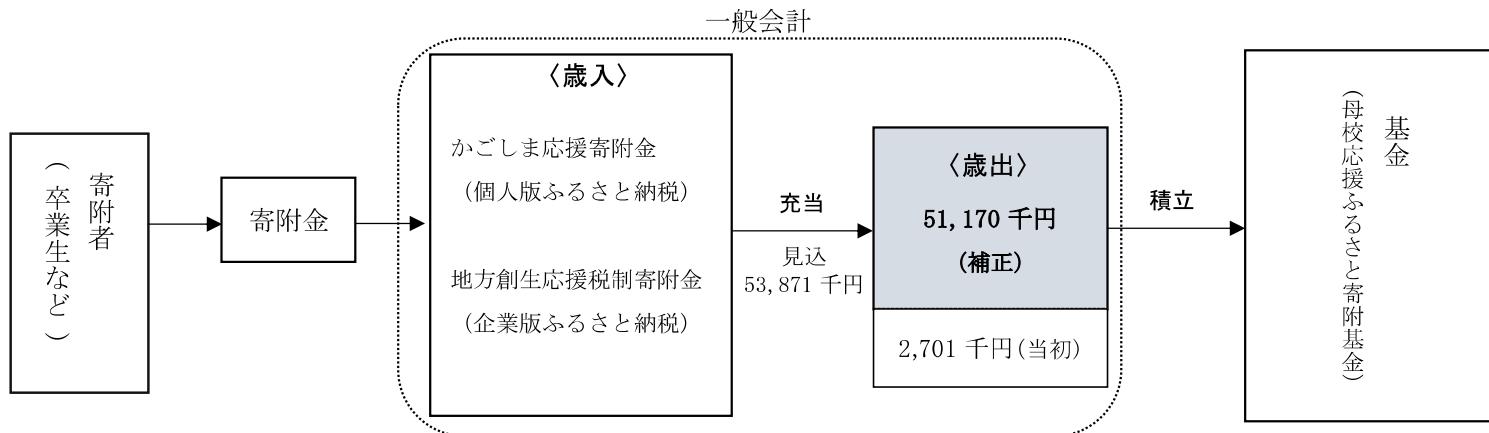
(単位：千円)

款	項	事 項	限 度 額	期 間	特 定 財 源			一般財源	説 明
					国(県)支出金	地方債	その他の		
教育費	小学校費	小学校校舎・屋体等整備事業	0	7～9年度	0	0	0	0	令和7年度に設定した桜丘東小の長寿命化改良工事等に係る債務負担行為を廃止するもの。
	中学校費	中学校校舎建替事業	2,194,352	7～9年度	478,656	1,416,300	0	299,396	令和7年度に設定した紫原中の校舎新築工事等に係る債務負担行為の期間を2年から3年へ変更するもの。

母校応援ふるさと寄附金事業

1 概要

令和3年度から実施している母校応援ふるさと寄附金について、大口の寄附が複数件あったことから、基金に積み立てるための歳出予算を増額する。



2 補正予算額

51,170 千円

【参考】令和7年度 学校別寄附金状況

12月末現在

	件数	金額 (円)
鹿児島玉龍高校	12	5,405,000
鹿児島商業高校	14	42,410,000
鹿児島女子高校	11	5,350,000
計	37	53,165,000

学校給食費等管理システム整備事業

1 概要

(1) 事業の概要

学校事務の円滑化等を図るため、学校給食費等を管理するシステムを市立小・中学校に整備する。

(2) 補正内容

令和8年4月からの学校給食費公会計化に伴い、現在、各学校で利用している学校給食費等の鹿児島ネットサービス（K-NET）による口座振替の利用者データを、学校給食費等徴収管理システムの口座振替サービスへ移管（読替）するための手数料を支出するもの。

2 補正予算額

3, 819千円 (財源：全額一般財源)

※積算根拠 … 55,000円（基本手数料）+34,217件（移管対象件数）×110円（手数料）

3 今後のスケジュール

- 8年3月 読替対象データを提出（本市→金融機関）
読替処理実施・結果報告（金融機関→本市）
- 4月 学校給食費公会計化開始

学校運営費（小学校費・中学校費・高等学校費）、図書館・科学館施設管理事業、公民館管理運営費

1 概要

電気・ガス使用料の増額に対応するため。

【主な要因】

- 市立学校 : 単価見直し等による電気使用料の増額
夏場の空調使用量の増によるガス使用料の増額等
図書館・科学館・地域公民館 : 単価見直し等による電気使用料の増額

2 主な対象経費

- (1) 電気使用料・・・照明や電化製品、空調（図書館・地域公民館）に使用する電気使用料
(2) プロパンガス及び都市ガス使用料・・・学校の教室の空調に使用するガス使用料

3 補正予算額 122,577千円

区分		電気	プロパンガス	都市ガス	合計
小学校	当初予算額（A）	235,436	50,145	107,546	393,127
	執行見込額（B）	266,222	71,865	136,287	474,374
	補正額（B-A）	30,786	21,720	28,741	81,247
中学校	当初予算額（A）	116,504	16,622	55,455	188,581
	執行見込額（B）	124,723	24,927	67,898	217,548
	補正額（B-A）	8,219	8,305	12,443	28,967
高等学校	当初予算額（A）	31,418	-	16,479	47,897
	執行見込額（B）	32,520	-	21,799	54,319
	補正額（B-A）	1,102	-	5,320	6,422
図書館・科学館	当初予算額（A）	36,277	-	-	36,277
	執行見込額（B）	39,501	-	-	39,501
	補正額（B-A）	3,224	-	-	3,224
地域公民館	当初予算額（A）	30,142	-	-	30,142
	執行見込額（B）	32,859	-	-	32,859
	補正額（B-A）	2,717	-	-	2,717
合計	当初予算額（A）	449,777	66,767	179,480	696,024
	執行見込額（B）	495,825	96,792	225,984	818,601
	補正額（B-A）	46,048	30,025	46,504	122,577

定第84号議案

鹿児島市指定文化財の現状変更についての許可の件

鹿児島市指定文化財「慈眼寺跡」の現状変更について、別添のとおり許可する。

令和8年2月6日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参照)

鹿児島市文化財保護条例（抜粋）

（現状変更等の制限）

第8条 指定文化財等の現状を変更し、又はその保持に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 略す

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示を与えることができる。

4 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の規定による許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

文財第 号

令和8年2月6日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会 印

現状変更等許可書

貴殿から申請のあった現状変更等の申請については、下記の条件を付してこれを許可する。

記

1 種別、名称及び数量

記念物（名勝）「慈眼寺跡」 数量 1

2 指定書番号

第10号

3 指定年月日

昭和49年8月23日

4 所在の場所

鹿児島市下福元町3810

5 所有者の氏名、名称及び住所

鹿児島市

6 管理責任者の氏名、名称及び住所

所有者に同じ

7 現状変更等許可条件

- (1) 現状変更に当たっては、申請書の記載事項を遵守すること。
- (2) 工事に際しては、鹿児島市教育委員会文化財課職員の立会いを求めること。
- (3) 工作物については、景観に配慮し、目立たない色彩とすること。

令和8年2月3日

鹿児島市教育委員会 殿

鹿児島市文化財審議会
会長 田村省三

鹿児島市指定記念物（名勝）「慈眼寺跡」に係る現状変更の許可について（答申）

令和8年1月19日付け文財第665号で鹿児島市文化財審議会に諮問のありました鹿児島市指定文化財に係る現状変更の許可については、下記の条件を付して許可されが適当であると認めます。

記

- 1 現状変更に当たっては、申請書の記載事項を遵守すること。
- 2 工事に際しては、鹿児島市教育委員会文化財課職員の立会いを求ること。
- 3 工作物については、景観に配慮し、目立たない色彩とすること。

【現状変更許可に係る流れ】

【現状変更等の申請】

1月22日付けで鹿児島市長（世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課）から鹿児島市教育委員会に申請書提出



【教育委員会への報告】

1月19日の第10回教育委員会定例会で市文化財審議会に諮問することの報告



【市文化財審議会への諮問】

1月19日付けで教育委員会から市文化財審議会に諮問



【市文化財審議会の開催】

2月3日開催の市文化財審議会で審議



【市文化財審議会からの答申】

2月3日付けで市文化財審議会から教育委員会に現状変更の許可について答申



【現状変更について教育委員会が許可】

第11回教育委員会定例会において許可すべき旨の議決

参考（慈眼寺跡）

市指定名勝「慈眼寺跡」は、桜島・錦江湾ジオパークのジオサイトにもなっており、ジオサイトの見どころやストーリーを伝えるための説明板を新たに設置するものである。

説明板の大きさは高さ 60 cm、幅 44 cm 程度の建柱式とし、コンクリート又はモルタル充填とする。

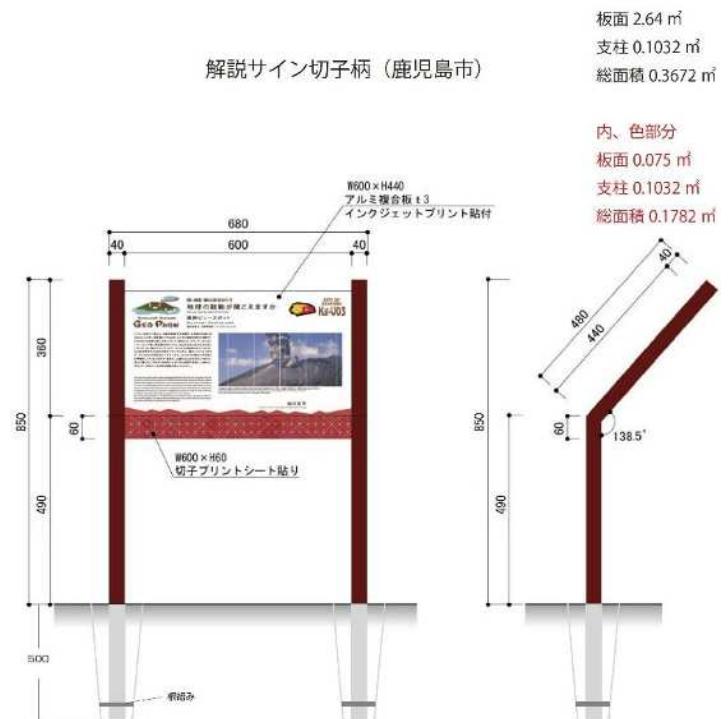
当該地が名勝の指定地内であることをふまえ、説明板の枠等は、景観に配慮した色彩（茶系等）とする。



【設置場所】



【設置のイメージ】



解説サイン切子柄（鹿児島市）

板面 2.64 m²
支柱 0.1032 m²
総面積 0.3672 m²

内、色部分
板面 0.075 m²
支柱 0.1032 m²
総面積 0.1782 m²

請願令和7年度第1号

小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願

[REDACTED] から鹿児島市教育委員会會議規則第41条の規定に基づき別紙のとおり請願書が提出されたので、同規則第43条の規定に基づきその採否を諮る。

令和8年2月6日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参考照)

鹿児島市教育委員会會議規則（抜粋）

第8章 請願

第41条 委員会に請願しようとする者は、請願書を、教育長に提出しなければならない。

第42条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び職業年令を記し、各自の署名捺印を必要とする。

2 団体の請願は、その代表者が署名捺印するとともに、団体の印をおさなければならない。

第43条 請願書が提出されたときは、教育長は、委員会の会議に付してその採否を議決しなければならない。

第44条 前条により採択した請願は、次の会議の議事日程にこれを加えなければならない。

2 前条により採択しないと決したものは、理由を付して教育長を通じて、請願人に通知しなければならない。

鹿児島市教育委員会教育長殿



2025年9月8日

住所

名前

<請願内容>

小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにして下さい。

<請願理由>

全国の小中学校の給食では毎日大量の牛乳が廃棄されています。その背景に、牛乳を飲めなくとも提供の停止ができていない子ども達がいます。アレルギーの場合は診断書を提出することで免除されていますが、アレルギーはなくても、牛乳が体に合わないなどの理由で飲めない子達が少なくありません。乳糖不耐症の診断書を提出して牛乳を停止している場合もありますが、毎年診断書を得るのには費用も時間もかかりますし、それができることを知らない家庭も多いようです。

日本人を含めアジア人の9割が実は乳糖不耐であると言われている中（資料1）、自分の体質に合わないものを嫌って飲みたくないことは、単なる好き嫌いだと見なさず尊重されるべきではないでしょうか。牛乳を飲まない子も、本来の和食でもカルシウム等の栄養は充分に摂ることができます。ですので、カルシウム摂取に牛乳を用いたくない家庭から牛乳代をとるのはどうなのかという意見もあります。また、無駄になってしまう牛乳の廃棄を減らすことは、SDGsの方向性とも一致しています。

例えば東京都多摩市では、無駄にする量を減らすために学期のはじめに希望をとる選択の制度が有効ではないかという結論に達し、2022年8月にその趣旨の陳情が採択され、2023年の2学期から実施しています。多摩市給食センターによると、導入後の苦情などはなく、逆に「ありがとう」や「助かった」などの声があったそうです。多摩市の教育委員会の調査によると、東京都の26市の中13市が既に診断書なしで牛乳を停止できるようになっているそうです。

具体的な実施方法の参考として、多摩市の「学校給食における飲用牛乳の対応について」を添付いたします（資料2）。アレルギー以外の理由では診断書なしで飲用牛乳停止届の提出のみで停止でき、牛乳代が返金されるようになっています。また、牛乳の停止は卒業まで自動的に継続されます。

児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、毎日大量の食品が当たり前のように廃棄されない教育環境のためにも、小中学校の学校給食で牛乳の飲用を多摩市のように選択できる対応にして下さい。どうぞよろしくご審議お願ひ申し上げます。

添付資料

1. 「乳糖不耐症」について（MSDマニュアル家庭版より）
2. 多摩市教育委員会 学校給食における飲用牛乳の対応について（計4ページ）

乳糖不耐症

執筆者： Zubair Malik, MD, Virtua Health System
レビュー/改訂 2023年3月

乳糖不耐症とは、消化酵素の ラクターゼの欠乏により乳糖が消化できない状態のことで、下痢や腹部のけいれん痛を起こします。

原因 | 症状 | 診断 | 治療

- 乳糖不耐症は酵素の ラクターゼが欠乏しているために起こります。
- 小児における症状には、下痢と体重増加の遅れなどがあり、成人における症状には、腹部の膨満やけいれん痛、下痢、放屁、吐き気などがあります。
- 診断は、乳製品を摂取した後に症状が現れる 것을確認することに基づいて下され、水素呼気試験で確定できます。
- 治療としては、ラクターゼのサプリメントを服用し、乳糖、特に乳製品に含まれる乳糖を避けるようにします。

乳糖は、牛乳や乳製品で主に含まれている糖で、小腸の内層の細胞で生産される ラクターゼという酵素により分解されます。 ラクターゼは糖の複合体である乳糖を、ブドウ糖とガラクトースという2つの成分に分解します。この2つの単糖は腸壁から血液中に吸収されます。 ラクターゼが欠乏していると、乳糖を消化吸收できません。その結果、高濃度になった乳糖が小腸に水分を引き寄せ、水様性下痢を起こします。その後乳糖は小腸を通過して大腸に入り、細菌によって発酵されてガスが生じ、ガスによって放屁、腹部膨満、差し込むような腹痛が起こります。

牛乳アレルギーは乳糖不耐症と異なります。乳糖不耐症と対照的に、牛乳アレルギーの場合は牛乳を適切に消化できますが、牛乳中のタンパク質が免疫系による反応を誘発します（アレルギー反応の概要を参照）。牛乳アレルギーは通常は小児にみられます。

知っていますか？

- 北欧系の人々を除くと、健康な成人でも大半が大量の乳糖を消化することはできないため、正常な状態でも「乳糖不耐症」です。

乳糖不耐症の原因

乳児では ラクターゼの量が豊富で、母乳や牛乳の消化を可能にしています。しかし、多くの民族では（黒人とヒスパニック系では80%、アジア系では90%以上）離乳後に ラクターゼの量が減少します。量が減少するということは、これらの民族の年長児や成人は、大量の乳糖を消化できないということです。一方、欧州北西部に起源をもつ白人の80～85%は、生涯にわたって ラクターゼが作られるため、成人になっても牛乳や乳製品を消化することができます。このため、米国民の民族構成から、米国では3000万～5000万人が乳糖不耐症であると考えられます。この「不耐症」が実は世界人口の75%以上の人々にあって正常な状態とされていることは、興味深い事実です。

腸管感染症（[胃腸炎の概要](#)を参照）などの病気により小腸粘膜に損傷が生じたときに一時的な乳糖不耐症が発生することがあります。これらの病気が回復すれば、再び乳糖が消化できるようになります。

乳糖以外の糖に対する不耐症も起こりますが、その頻度は比較的まれです。例えば、スクラーゼという酵素が欠乏すると、ショ糖が分解されて血液中に吸収されるのが妨げられ、マルターゼやイソマルターゼという酵素が欠乏すると、麦芽糖（マルトース）が分解されて血液中に吸収されるのが妨げられます。

乳糖不耐症の症状

乳糖不耐症があると、通常は牛乳や乳製品（いずれも乳糖を含んでいる）に耐えられません。成人では通常、250～375ミリリットル以上の牛乳を飲んだときだけ症状が現れます。牛乳やその他の乳製品により胃腸の問題が現れることに若いうちに気づいた人は、意識してまたは無意識に乳製品の摂取を控えることがあります。

乳糖不耐症がある小児では下痢がみられ、牛乳が食事に含まれていると体重が増えないことがあります。

成人では、腹部の膨満やけいれん痛、水様性下痢、放屁、吐き気、腸のゴロゴロ音またはゴボゴボ音（腹鳴 [ふくめい]）がみられることがあります。乳糖を含む食事を食べた後、30分から2時間で切迫した便意が生じることがあります。一部では、重度の下痢のために、体内から栄養素があまりに急速に排泄され、栄養素が適切に吸収されない場合もあります。しかし、乳糖不耐症によって起こる症状は、通常は軽度です。対照的に、[セリック病](#)、[熱帯性スプレー](#)、腸の感染症のような病気でみられる[吸收不良](#)によって起こる症状はより重度のものです。

牛乳アレルギー

牛乳アレルギーの小児でも、牛乳や乳製品を摂取した後に症状が現れます。しかし、これらのかゆみ、発疹、喘鳴（ぜんめい）などの症状は、他のアレルギー反応と類似しています。ときに嘔吐、腹痛、まれに下痢などの消化管症状がみられる小児もいます。

成人では牛乳アレルギーはまれで、嘔吐や食道逆流の症状も起こることがあります。

乳糖不耐症の診断

- 乳糖摂取後にみられる症状の医師による評価
- ときに水素呼気試験

乳製品を摂取した後に症状が出る場合に、乳糖不耐症が疑われます。3~4週間、乳製品を除いた食事を試し続けて症状が消失し、その後乳製品を摂取すると症状が再び現れる場合に、診断が確定します。

特異的な検査が必要になるのはまれですが、場合によっては呼気試験を行って診断を確定することがあります。

水素呼気試験（ラクトース呼気試験とも呼ばれます）は、4時間かかる検査です。この検査では、少量を量り取った乳糖を摂取してもらいます。乳糖の摂取前と摂取後に、吐く息に含まれる水素ガスの量を1時間毎に測定します。水素を測定するのは、吸収されなかった乳糖を腸内細菌が消化するときに水素が発生するためです。乳糖を摂取した後に吐いた息に含まれる水素の量が著しく増加した場合、その人は乳糖不耐症です。

この代わりとなるものに**乳糖負荷試験**がありますが、感度が低く、現在ではまれにしか行われません。量を測定した乳糖を摂取した後に、医師が症状をモニタリングし、数回にわたり血糖（グルコース）値を測定します。乳糖を消化できる場合は症状が現れず、グルコースの血中濃度が上昇します。乳糖を消化できない場合は、20~30分以内に下痢、腹部膨満、腹部不快感が現れ、グルコースの血中濃度は上昇しません。

乳糖不耐症の治療

- 乳糖の回避
- ラクターゼのサプリメントを服用する
- ときにカルシウムのサプリメントを服用する

乳糖不耐症は、食事で乳糖を含む食品、主に乳製品の摂取を控えることでコントロールできます。ヨーグルトには乳酸桿菌（lactobacilli）が生産する ラクターゼが天然に含まれているため、多くの場合ヨーグルトは耐えられます。チーズに含まれる乳糖の量は牛乳より少なく、摂取量にもよりますが、多くの場合耐えられます。乳糖を減らした牛乳などの製品が多くのスーパーマーケットで入手できます。

乳製品の摂取を控えなければならない人は、カルシウムのサプリメントを摂取して、カルシウム欠乏を予防する必要があります。

ラクターゼのサプリメントは処方せんなしで購入でき、乳糖を含む飲食物を摂取する際に服用できます。



Copyright © 2025 Merck & Co., Inc., Rahway, NJ, USA and its affiliates. All rights reserved.



Copyright © 2025 Merck & Co., Inc., Rahway, NJ, USA and its affiliates. All rights reserved.

学校給食における飲用牛乳の対応について

ページ番号1012241 | 更新日 2024年9月27日

多摩市では完全給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギーや食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒がいます。また、停止できず手つかずの牛乳が一定量廃棄されている食品ロスの現状がありました。そこで学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、令和5年9月より診断書の提出が無くても飲用牛乳停止届の提出により飲用牛乳を停止できるように対応しています。

[学校給食における飲用牛乳の対応について \(PDF 554.1KB\)](#) □

このページに関するお問い合わせ

教育部学校給食センター南野調理所

〒206-0032 東京都多摩市南野一丁目2番1号

電話番号：042-371-2417 ファクシミリ番号：042-337-7663

電話番号のかけ間違いにご注意ください

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

教育部学校給食センター永山調理所

〒206-0025 東京都多摩市永山七丁目1番地

電話番号：042-375-4661 ファクシミリ番号：042-337-7661

電話番号のかけ間違いにご注意ください

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。



×